**大和高田市立学校外国人講師派遣業務仕様書**

**１　業務の名称**

大和高田市立学校外国人講師派遣業務

**２　契約の種類**

　　派遣契約とする。

**３　業務の目的**

大和高田市内の市立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下「派遣先」という。）において、外国語教育等における園児・児童・生徒の外国語による実践的コミュニケーション能力の向上及び国際理解教育の推進を目的として、ネイティブ・スピーカーを外国人英語指導助手（以下「ＡＬＴ」という。）として活用した外国語教育等を行うため、ＡＬＴの採用等の業務を行うものである。

**４　業務場所**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 | 所在地 | 予定派遣日数 |
| 大和高田市立片塩幼稚園 | 大和高田市旭北町２－４ | ９日 |
| 大和高田市立浮孔幼稚園 | 大和高田市蔵之宮町１－３０ | ９日 |
| 大和高田市立磐園幼稚園 | 大和高田市大字有井１９ | ９日 |
| 大和高田市立陵西幼稚園 | 大和高田市大字池田２－２ | ９日 |
| 大和高田市立菅原幼稚園 | 大和高田市大字吉井３４０－１ | ９日 |
| 大和高田市立浮孔西幼稚園 | 大和高田市曽大根１－８－１ | ９日 |
| 大和高田市立片塩小学校 | 大和高田市旭北町２－１ | ５６日 |
| 大和高田市立高田小学校 | 大和高田市大中東町５－１５ | ５６日 |
| 大和高田市立土庫小学校 | 大和高田市土庫３－２－６１ | ２８日 |
| 大和高田市立浮孔小学校 | 大和高田市中三倉堂２－５－４３ | ４９日 |
| 大和高田市立磐園小学校 | 大和高田市大字有井１ | ５６日 |
| 大和高田市立陵西小学校 | 大和高田市大字池田３ | ４９日 |
| 大和高田市立菅原小学校 | 大和高田市大字根成柿４３６ | ５６日 |
| 大和高田市立浮孔西小学校 | 大和高田市曽大根１－５－１ | ４９日 |
| 大和高田市立高田中学校 | 大和高田市大中東町５－４８ | ６３日 |
| 大和高田市立片塩中学校 | 大和高田市中三倉堂２－９－２８ | ９８日 |
| 大和高田市立高田西中学校 | 大和高田市大字池田３３０ | ５６日 |
| 大和高田市立高田商業高等学校 | 大和高田市材木町８－３ | １０５日 |

※上記予定派遣日数は現時点での予定。

【追記】

　　上記の他、夏期休業中において１０日程度の補習（市立高田商業高等学校）、４日の夏期職員研修（市内施設）等の業務にあたるものとする。

各校の英語、外国語及び外国語活動の総時間数及びクラス数から各校の派遣日数を算出する。

**５　業務内容**

（１）派遣業者の行う業務

　　　①　幼稚園・小学校・中学校・高等学校へのＡＬＴ派遣業務

　　　②　上記①の業務を円滑に履行するために必要な業務

（ア）大和高田市におけるＡＬＴ業務を担当する責任者の配置

（イ）市教育委員会及び派遣先へＡＬＴ業務遂行に必要な連絡及び調整

　　　　（ウ）ＡＬＴの業務遂行状況の把握、派遣先への意見及び要望の聴取

（エ）上記（ア）～（ウ）について市教育委員会への報告

（オ）ＡＬＴに対する学習指導要領に基づく指導カリキュラム等への理解促進及び業務遂行に必要な研修の実施

（カ）ＡＬＴの労務管理及び勤務管理

（キ）ＡＬＴへの指導方法等の助言及び教材作成業務の支援

（ク）市教育委員会が依頼するイングリッシュキャンプへの協力及び参加の指示

（ケ）市教育委員会が依頼する教職員研修・会議・会合等への協力及び出席の指示

（コ）派遣開始日前の責任者とＡＬＴによる派遣先の訪問

　（２）ＡＬＴの行う業務

　　　①　英語による「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」及び「書くこと」の言語活動を通して情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするために必要な資質・能力を育成することを目指して、外国人英語講師により体験的なコミュニケーション活動を行う。楽しい活動を盛り込みながら自然に英語を用いる機会や場面を持たせ、コミュニケーションを図ろうとする態度を養う。また、英語による言語活動を通して、園児・児童・生徒に諸外国の異文化にも触れさせる。

　　　②　上記目標を達成するため、下記の業務を行うものとする。

　　　　（ア）授業計画の作成、教材の作成

　　　　（イ）英語による言語活動のカリキュラム作成にむけての助言・補助

　　　　（ウ）外国語科及び外国語活動の時間における、日本人教員とのティームティーチングの実施、教材作成の協力、事前打ち合わせ（指導内容や進め方等）

　　　　（エ）市教育委員会が依頼するイングリッシュキャンプへの協力及び参加

　　　　（オ）市教育委員会が依頼する教職員研修・会議・会合等への協力及び出席

　　　　（カ）必要に応じて、派遣先の行事（特別活動）及びクラブ活動（部活動）への参加

　　　　（キ）その他本事業の円滑な遂行のために、市教育委員会・派遣先の長が必要と認め指示する事項

**６　契約期間等**

令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの間で２，４００日とする。

（１年間の総派遣日数は８００日を予定。）

※派遣人数については５人程度とする。

**７　ＡＬＴの業務日、業務時間等**

ＡＬＴを派遣する日は、原則として月曜日から金曜日までの間とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、派遣先の創立記念日などの派遣先の長が指定する日や、各学校が行事等により授業を行わない日については除く。さらに、派遣を要さない日は夏期休業日（４.業務場所の【追記】欄を除く）・冬期休業日・春期休業日・土曜日・日曜日とする。また、各施設に派遣されるＡＬＴについて、曜日によってＡＬＴが変わるなど、一つの施設に対して複数のＡＬＴの派遣は行わないこと。

業務時間は、午前８時３０分から午後４時３０分の実働７時間（休憩時間１時間）。１日の授業時間は６単位時間以下とし、派遣先の授業計画等に基づくものとする。ただし、臨時の時間変更については、大和高田市と派遣先の長において調整の上、可能とする。

なお、派遣日及び派遣時間外に業務を実施したときは、総派遣日数、総派遣時間の中で調整する。

また、派遣業者の都合により担当ＡＬＴによる業務が実施できないとき、またはＡＬＴがやむを得ない理由で業務を履行できないときは、派遣業者は必ず派遣先及び市教育委員会に連絡し代替講師を派遣するか、未実施分を派遣先と調整の上、年度内契約期間の他の日に実施する。

**８　ＡＬＴの資格要件**

（１）派遣業者に所属する外国人専任講師であること。

（２）指導言語を英語とし、英語を母国語とするネイティブ・スピーカーであること。

（３）大和高田市または他の自治体において、外国人英語指導助手を勤めた経験が１年以上あること。

（４）英語の発音・リズム・イントネーションにおいて優秀であり、かつ現代の標準的な語学力を備えていること。また、文章力・文法力が優れていること。

（５）大学卒業以上であり、英語指導について能力・資質があること。

（６）基本的な日本語会話が可能で、学校職員及び園児・児童・生徒と日本語によるコミュニケーションがとれ、協調性があること。

（７）心身ともに健康であること。勤務開始日までに、健康診断の結果を市教育委員会に提出すること。（健康診断の検査項目は学校保健安全法施行規則に準ずる。）

（８）日本での生活適応、職務従事がスムーズにでき、社会人（特に、教育に携わる者）としての自覚と責任があること。

（９）日本について関心があり、進んで日本に対する理解を深めようとする意欲があること。また、日本における教育、特に英語教育に関心があること。

（１０）積極的に子どもたちと共に活動することに意欲があり、授業以外の休み時間・部活動等での子どもたちへの積極的な関わりや、英検・スピーチコンテスト等の指導について理解と意欲があること。

（１１）教職員に対して、使用教材の作成及び解説を行ったり、適切かつ効果的な指導方法を提案したりするなど、授業に関する準備・支援を積極的に行うことができること。

（１２）学校における指導者としての服務（教員に準ずる）が守れること。また、学校管理運営上支障のある行為をしないこと。

（１３）通勤及び各勤務地への移動について、責任を持って自分で行える者であること。

（１４）個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７条）その他関係法令を遵守すること。

（１５）出入国管理及び難民認定法に定める在留資格「教育」を有するなど、就労に適切な在留資格を有すること。

（１６）犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けていないこと。また、過去に禁固以上の刑に処せられたことがないこと。

（１７）営利につながる行為をしない者であること。また、宗教活動または政治活動を行わない者であること。

**９　支払方法について**

支払方法は、契約金額（消費税及び地方消費税含む）を月毎に均等分割し、年１２回の毎月支払とする。この場合において、１月（回）分の支払額に１円未満の端数が生じるときは、最初の支払月に含めるものとする。

なお、業務が困難な日数が出た場合は、協議の上、契約金額を減額する場合がある。

**１０　研修等の実施**

（１）ＡＬＴに対する研修の実施

派遣業者は、ＡＬＴを対象とした派遣前及び派遣後の定期的な研修を実施し、指導技術の向上を図るとともに、園児・児童・生徒の人権擁護の観点にも十分配慮するよう指導すること。

（２）派遣先におけるＡＬＴの指導・監督

派遣業者は、本業務の適切な実施を図るため、派遣先を定期又は随時に巡回し、必要に応じてＡＬＴの指導を行うものとする。

**１１　ＡＬＴの交替について**

　　ＡＬＴが誠実に業務を遂行しない場合や、園児・児童・生徒、教職員、市教育委員会等との関係が円滑にいかない場合は、適宜指導を加えるものとする。また、指導を加えても改善の見込みがない場合、若しくは本仕様書記載事項を履行できないと大和高田市教育委員会が判断した場合は、派遣業者に対してＡＬＴの交替を請求できるものとし、派遣業者はこれに応じるものとする。

**１２　緊急時の通知等**

　　派遣業者は、緊急の事態が発生した場合、速やかに電話などにより派遣先の長及び市教育委員会に通知するとともに、業務が円滑に遂行できるように対処しなければならない。また、その状況を遅滞なく書面でもって市教育委員会に報告すること。

**１３　その他**

（１）派遣業者及びＡＬＴはこの業務において知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。

（２）ＡＬＴの業務遂行中及び業務場所への移動中における事故については、派遣業者の責任において一切処理するものとする。また、ＡＬＴが加害者となった場合も派遣業者の責任において一切処理するものとする。

（３）本業務の実施上、派遣業者または ＡＬＴ の責に期す事由により、教育委員会、学校、児童生徒、教職員または第三者に損害を与えた場合は、派遣業者の責任において賠償すること。

（４）本派遣業務は、労働者派遣法に基づく労働者派遣契約として契約するものとする。

（５）派遣業者とＡＬＴとの関係において、労働基準法及び最低賃金法の規定が遵守されていること。

（６）ＡＬＴが加入する必要のある社会保険については、必ず加入させてから労働者派遣を行うこと。

（７）ＡＬＴの通勤に必要な交通費は、派遣業者側の負担とする。

（８）ＡＬＴが派遣先で食する給食の費用は、個人負担とする。

（９）臨時休業の対応他、この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、

必要に応じて市教育委員会と派遣業者の双方で誠意を持って協議するものとする。

【受付】

〒635-8511　奈良県大和高田市大中９８番地４

大和高田市教育委員会事務局教育部　学校教育課

℡　0745-22-1101　 　FAX　0745-52-8862